

議案第 29 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 20 年前橋市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 54 号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同表第 55 号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同表第 57 号中「2, 500 円」を「4, 100 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。